

委員会等の運営に関する申し合わせ

2000年1月28日 環境工学本委員会 決定 イ)

2001年1月29日 改正 ロ)

2005年1月27日 改正 ハ)

2015年2月17日 改正 ニ)

1. 適用の範囲

環境工学委員会に属する委員会等の運営は、基本的に「調査研究関係専門委員会運営に関する共通規程」（以下「共通規程」という）と環境工学委員会運営規程によるが、これらに定められていない事項についてはこの申し合わせによる。

2. 委員会等の設置

- (1) 本委員会には、運営委員会・小委員会・ワーキンググループ・合同小委員会・研究会（以下「小委員会等」という）を設けることができる。ただし、ワーキンググループおよび研究会の運営に要する費用、業務は委員の負担による。ハ)
- (2) 運営委員会・小委員会・ワーキンググループ等を設置する場合には、目的、設置期間、委員構成、得られる成果等を明記して本委員会の承認を得る必要がある。なお、WGの設置期間は2年以内であるが、本委員会が継続を必要と認めた小委員会、WGは再編のうえ本委員会の承認を得て再設置することができる。ハ)
- (3) 運営委員会・小委員会等は主査1名、幹事若干名、および委員により構成する。ハ)
- (4) 主査・幹事は委員の互選により選出する。ただし、小委員会およびWGの主査はそれらを設置する委員会が指名することができる。ハ)
- (5) 本委員会・運営委員会・小委員会委員の委嘱および解嘱は本委員会の承認を得て会長が、WGは委員長が行う。必要な場合には委嘱状を会長名または委員長名で発行する。ハ)
- (6) 委員の構成は次の基準による。
 - イ. 委員の定数は運営委員会を除き15名以内とする。
 - ロ. 委員の選出は地域・所属に留意するとともに、公募制を導入するなど、活動が円滑・公平に行えるように配慮する。公募制は、「公募小委員会および小委員会委員の公募制に関する運営内規」による。ハ)
 - ハ. 委員の兼任数は原則として3以内とする。
 - ニ. 再編に当たっては、委員の3分の1程度を新たな委員によって構成する。
- (7) 本委員会には、調査研究成果を広めるための企画並びにその成果を講習会や出版活動に結びつけるための企画刊行運営委員会を設ける。ハ)

イ. 企画刊行運営委員会の主査は、原則として本委員会の前委員長とし、幹事は本委員会の前幹事を含む若干名とする。委員は出版事業の可能性が本委員会で認められた小委員会主査をもって構成する。ハ)

3. 運営委員会・小委員会等の運営

- (1) 運営委員会・小委員会等の会議は、主査が委員等を招集して開催する。また会議の運営は、主査が行う。ハ)
- (2) 幹事は主査を補佐し、その職務を代行することができる。
- (3) 会議への提出資料は、当該委員が事前に委員会用オンラインストレージにPDFファイル等をアップロードし、各委員が当日持参もしくはPC等にて閲覧する。ハ) ニ)
- (4) 運営委員会・小委員会等は、それぞれの会議の議事録を作成し、会議終了後速やかに委員会用オンラインストレージにアップロードする。ハ) ニ)

4. 予算・活動成果・事業計画

- (1) 運営委員会・小委員会等の主査は、当該年度の活動成果と次年度の事業計画および予算策定資料を毎年11月15日直近の本委員会に提出する。ハ)
- (2) 運営委員会・小委員会等の主査は、予算の執行状況に留意し、必要な場合には予算の組み替えを行うなど、予算の効率的な運用に留意する。ハ)
- (3) 予算の配分については別に定めた申し合わせによる。

5. 成果の公表・刊行

- (1) 運営委員会・小委員会等の研究成果および意見等は、本委員会の議を経て委員会名をもって公表する。ハ)
- (2) 運営委員会・小委員会等がその成果を刊行物として普及しようとする場合には、刊行規程にもとづき、本委員会の議を経て刊行委員会の承認を得なければならない。ハ)
- (3) 運営委員会・小委員会等がその成果を講習会等により普及しようとする場合には、本委員会の議を経て能力開発支援事業委員会の承認を得なければならない。ハ)

6. 業務の分担

- (1) 運営委員会・小委員会等の運営について、委員の分担する業務は次のとおりとする。ハ)

イ. 出席簿の作成、議事録の作成および委員・事務局への配信 ハ)

ロ. 会議資料原案の作成

ハ. 委員会等の次回開催案内の配信、出席者等の事務局への連絡 ハ)

ニ. 報告書、刊行物等の原稿の作成

- ホ. 各種企画書・予算要求書の作成 ハ)
 - ヘ. 予算の管理
 - ト. IT利用による目的・委員構成・議事録などの情報公開 ハ)
 - チ. その他上部委員会から付託されたもの ハ)
- ※通信は委員会オンラインストレージやE-mail等ITを極力利用すること。 ハ) ニ)

(2) 事務局の分担する業務は次のとおりとする。ただし、WGについては「環境工学委員会WG運営について」による。 ハ)

- イ. 出席簿・議事録の作成等の補助
- ロ. 旅費の支給
- ハ. 名簿・議事録・会議資料・報告書等の整理および保管
- ニ. 予算使用状況の通知
- ホ. 刊行物の編集、印刷
- ヘ. 委員会出席に関する能力開発支援制度の履修登録 ハ)
- ト. その他、委員会の運営上必要な事項 ハ)

7. 申し合わせの改廃

この申し合わせの改廃は、本委員会構成員の3分の2以上の同意がなければならない。

8. その他

この申し合わせに別段の定めのない事項は、本委員会が決める。

付則

- (1) この申し合わせは、2015年3月1日より適用する。イ) ロ) ハ) ニ)
- (2) この申し合わせの発効をもって、「環境工学委員会WG及びSWGの運営に関する申し合わせ事項(1997年7月2日承認)」は無効とする。